

平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 シャープ株式会社
代 表 者 名 取締役社長 高橋 興三
(コード番号 6753)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、原告より訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起された日
平成 28 年 4 月 15 日（当社に対する訴状送達の日：5 月 23 日）
- 2 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯
訴状によれば、原告らは、被告株式会社ジーエルまたは被告株式会社TOP ONE GLと雇用契約を締結し、当社の三重工場で就労してきた労働者であり、平成 27 年 7 月に解雇通知を受けたことに対し、解雇の無効を主張するとともに、解雇無効を前提とした未払い賃金の支払い、及び原告らが被った精神的苦痛による慰謝料の支払いを求めているものです。
- 3 訴訟を提起した者の概要
三重県松阪市に在住する個人 37 名
- 4 訴訟の内容
原告らは、被告株式会社ミエテック、被告株式会社ジーエル及び被告株式会社TOP ONE GLに対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認と、連帯して平成 27 年 10 月から毎月 25 日限り本判決確定に至るまでの原告らの各賃金（合計 1 億 3,955 万 6,250 円）及びこれらに対する遅延損害金の支払いを求めるとともに、当社を含む全被告に対し、連帯して慰謝料 3,700 万円（原告 1 人あたり 100 万円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めています。
- 5 当社の対応
提訴の内容を精査した上で、適切に対応してまいります。

以 上